

2018年5月

ブライダル会場の皆様へ

一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会

ブライダルでの音楽の「複製」に関する権利処理へのご協力をお願い

日頃は、音楽の著作権及び著作隣接権の管理業務に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ブライダルにおける音楽利用のうち、**CD**や**DVD**などの記録媒体に音楽を「複製」することに関して、挙式や披露宴を執り行うホテル、結婚式場などの会場の皆様へのお願い又はご留意いただきたい点を別紙のポイントのとおりまとめましたので、御協力くださるようお願いいたします。

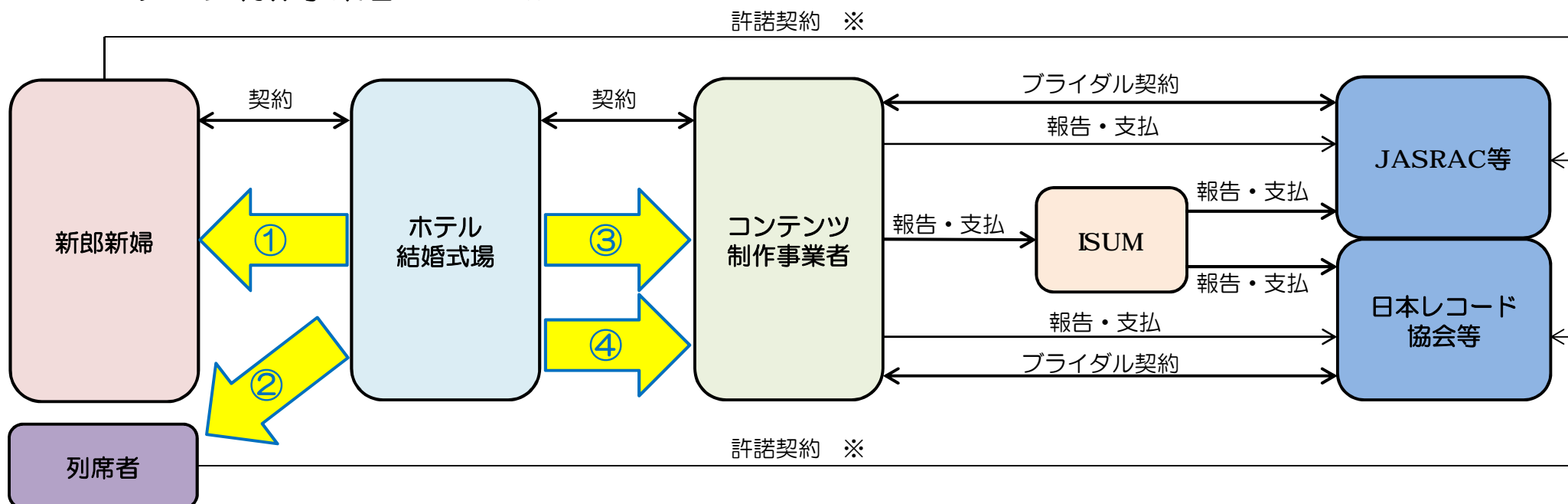
「複製」に関する権利処理につきましては、実際に**CD**や**DVD**などを製作されているコンテンツ制作事業者様が契約の主体となって、**ISUM**（一般社団法人音楽特定利用促進機構）を通じるなどして行われることが一般的ですが、当該事業者様が披露宴会で利用された楽曲を把握されていないために適正な申請ができないケースや、新郎・新婦が権利処理の必要性を理解していないために当該事業者様との間でトラブルになるケースが散見されております。別紙は、このような現状を踏まえて作成したものです。

また、昨今では、権利処理の遺漏を解消する観点から、自ら契約主体となって著作権及び著作隣接権の処理を行っていただいているブライダル会場の数が増加しています。このため、別紙においては、「コンテンツ制作事業者が契約主体となるケース」に加えて「ホテルや結婚式場が契約主体となるケース」についても、ポイントを整理させていただきました。

音楽を安心してご利用いただくためには、ブライダル会場の皆様のご協力が不可欠ですので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

～ブライダルシーンで安心して音楽をご利用いただくために～

1. コンテンツ制作事業者 が契約主体となるケース



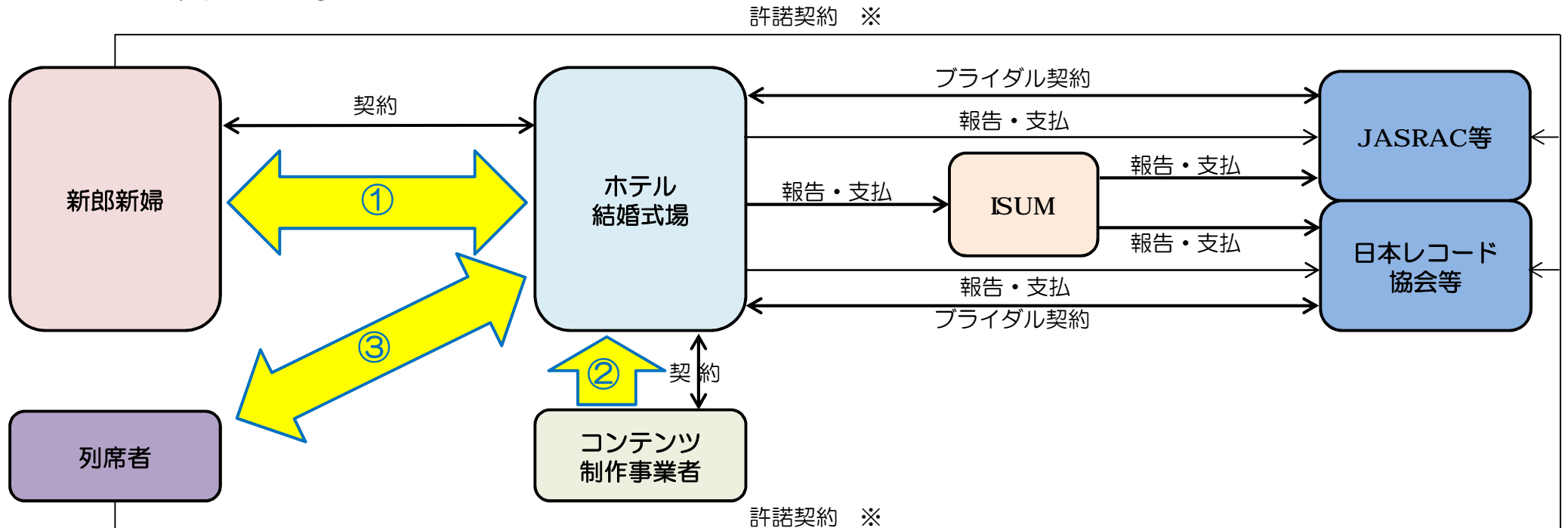
P O I N T S

- ① 新郎新婦に、音楽の利用に関する許諾と使用料支払の必要性（曲によっては手続先や取扱いが異なる点を含む）について説明をお願いします。
- ② 列席者が余興ビデオ等を製作する場合、音楽の利用に関する許諾と使用料支払の必要性（曲によっては手続先や取扱いが異なる点を含む）について説明をお願いします。
- ③ 報告時に必要となる、披露宴毎の進行表及び利用楽曲の情報をコンテンツ制作事業者に提供してください。
- ④ コンテンツ制作事業者と著作権者（日本レコード協会、JASRAC）のブライダル契約の有無を確認するだけでなく、『個別のビデオ等にかかる報告の有無』を定期的に確認してください。

※ 新郎新婦や列席者が自作したビデオ等については、個別に利用許諾をお取りいただく必要があります。

～ブライダルシーンで安心して音楽をご利用いただくために～

2. ホテルや結婚式場 が契約主体となるケース



POINTS

- ① 新郎新婦に、音楽の利用に関する許諾と使用料支払の必要性（曲によっては手続先や取扱いが異なる点を含む）について説明をお願いします。なお、コンテンツ制作事業者の製作したビデオ等だけではなく、新郎新婦が自作したビデオ等についても、報告に含めることが可能です。
- ② 報告の際に必要となる、ビデオ等に収録された利用楽曲の情報をコンテンツ制作事業者から受領してください。
- ③ 列席者が余興ビデオ等を製作する場合、音楽の利用に関する許諾と使用料の支払いの必要性（曲によっては手続先や取扱いが異なる点を含む）について説明をお願いします。なお、列席者の製作したビデオ等についても、報告に含めることが可能です。

※ 新郎新婦や列席者が自作したビデオ等のうち、ホテル・結婚式場からの報告に含めないものは、個別に利用許諾をお取りいただく必要があります。